

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (人事課)	71
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	71
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子ども子育て支援課)	72

訓 令

○北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令..... (総務部総務課)	74
---------------------------------------	----

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (総務部総務課)	74
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	74
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	75

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	75
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	76
○特定調達契約に係る入札の公告（3件）.....	76

道人事委員会規則

○北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則.....	79
--	----

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定.....	82
○へき地学校に準ずる学校の指定.....	90
○特別の地域に所在する学校の指定.....	91

道収用委員会告示

○北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程.....	92
--	----

道警察本部告示

○北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程..	104
--	-----

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成27年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第98号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定めるものは次の表の左欄に掲げるものとし、同項の規則で定める職員は同欄の区分に応じ当該右欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
連合海区漁業調整委員会	連合海区漁業調整委員会が任命する職員
各海区漁業調整委員会	各海区漁業調整委員会が任命する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表に次のように加える。

建築保全課	工事検査室
-------	-------

第20条の4の建築保全課の事項に次の2号を加える。

- （3） 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る積算基準に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- （4） 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る検査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第20条の4に次の1項を加える。

- 2 工事検査室の分掌事務は、前項の建築保全課の分掌事務のうち第4号に掲げる事務とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第100号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	居住地	〒				
		電話番号				
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	支給申請に係る児童氏名		保護者との続柄			

を

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	居住地	〒				
		電話番号				
	個人番号					
支給申請に係る児童	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		保護者との続柄			

	個人番号																		
--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別記第9号様式中

届出者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		受給者証番号			
	居住地	〒				
		電話番号				
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	給付決定に係る児童氏名		保護者との続柄			

を

届出者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		受給者証番号			
	居住地	〒				
		電話番号				
	個人番号					
給付決定に係る児童	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		保護者との続柄			
	個人番号					

に改める。

別記第10号様式中

申請	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	居住地	〒				

ることを妨げない。		北海道告示第813号	
訓令		次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成27年12月25日	
北海道訓令第16号		北海道知事 高 橋 はるみ	
本 庁 出 先 機 関		1 随意契約に係る特定役務の名称（1時間当たりの単価）及び調達予定数量 北海道庁本庁舎構内除雪業務 一式	
北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年12月25日		(1) 除雪ドーザ （ホイール1.5㎡汎用・可変マルチプラウ） 624時間	
北海道知事 高 橋 はるみ		(2) ダンプトラック（10トン） 1,430時間	
北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令		(3) ホイールローダ（0.5㎡スノーバケット付） 312時間	
北海道庁用自動車管理規程（昭和43年北海道訓令第24号）の一部を次のように改正する。		(4) バックホウ （ホイール型0.45㎡スノーバケット付） 237時間	
第10条第1項中「運行管理者」の次に「及び当該交通事故に係る自動車（総務部長が定めるものを除く。）の保険契約の相手方（第3項において「契約保険会社」という。）」を加え、		(5) 除雪作業員 1,477時間	
同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の」を「第2項の規定による」に、「第1項の」を「第1項の規定による」に、「別記第4号様式の自動車事故報告書」を「所属長意見書、本人申立書その他総務部長が定める書類」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。		2 随意契約の相手方を決定した日 平成27年12月10日	
3 総務部長及び前項の規定による報告を受けた本庁の部長又は前2項の規定による報告を受けた出先機関の長は、第1項の規定による報告を受けた契約保険会社から公用車自動車事故報告書の提出を受けるものとする。		3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
第11条中「以下」を「次項及び」に、「必要な研修の機会を与えるように努める」を「対し必要な研修を行う」に改め、同条に次の1項を加える。		(1) 氏 名 株式会社佐野重機	
2 前項の研修のほか、本庁の部長等は、運行管理者、運行管理事務主任及び運転者に総務部長が指定する研修を受講させるものとする。		(2) 住 所 札幌市西区発寒4条6丁目2番37号	
第12条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。		4 随意契約に係る契約金額	
別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とする。		(1) 21,000円	
附 則		(2) 11,000円	
1 この訓令は、平成27年12月25日から施行する。		(3) 9,000円	
2 この訓令による改正後の北海道庁用自動車管理規程の規定は、この訓令の施行の日以後に発生した交通事故について適用し、同日前に発生した交通事故については、なお従前の例による。		(4) 13,500円	
告 示		(5) 2,600円	
平成27年12月25日（金曜日）		5 契約の相手方を決定した手続 随意契約	
北 海 道 公 報		6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。	
第2747号 74		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
		(1) 名 称 北海道総務部総務課	
		(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	
		北海道告示第814号	
		農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。	
		平成27年12月25日	

北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 樺戸郡新十津川町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第815号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成27年12月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 岩部渡島福島停車場線 松前郡福島町字日出230番2地先から 平成27.12.25 同郡福島町字日出196番地先まで	(1) 氏 名 函館日産自動車株式会社 (2) 住 所 函館市石川町60番地 4 落札金額 82,296円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年11月4日付け北海道渡島総合振興局告示第117号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道十勝総合振興局告示第107号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年12月25日 北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借（SUV型7台分） 一式 2 落札を決定した日 平成27年11月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市大通29丁目2番地 4 落札金額 176,148円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年10月13日付け北海道十勝総合振興局告示第93号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第129号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年12月25日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 貨物兼乗用自動車の賃貸借 3台分 一式 2 落札を決定した日 平成27年12月15日 3 落札者の氏名及び住所	道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月25日

北海道教育庁十勝教育局長 上 野 靖

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成27年12月25日に一般競争入札の公告を行う十勝管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年12月25日（金）から平成28年2月5日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからエ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 名 称 | 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所 在 地 | 帯広市東3条南3丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 0155-26-9237 |

北海道教育庁十勝教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月25日

北海道教育庁十勝教育局長 上 野 靖

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

十勝管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1Kw当たりの単価）

22校 合計 1,668キロワット

イ 電力量料金（使用電力量1kwh当たりの単価）

22校 合計 3,922,203キロワット時

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道教育庁十勝教育局告示第38号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南7丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成28年2月16日（火）午前10時（送付による場合は、同月15日（月）午後1時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
 イ 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
 ウ 電 話 番 号 0155-26-9237

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Tokachi Prefectural School
 a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,668 kW
 b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,922,203 kwh
 B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 16, 2016
 (If mailed, bids must arrive no later than 1 : 00 P.M., February 15, 2016)
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
 Phone : 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月25日

北海道教育庁十勝教育局長 上 野 靖

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 ワークステーション（41台分） 一式
 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 (3) 納 入 期 日 平成28年3月20日
 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
 (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年12月25日から平成28年1月13日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階 AB会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成28年1月20日（水）午前9時30分（送付による場合は、同月19日（火）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成27年8月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第28号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tyk/>）において、ダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-26-9237

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 41 sets.
- B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., January 20, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 19, 2016)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月25日

北海道教育庁十勝教育局長 上野 靖

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピューター 77台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成28年3月18日
- (4) 納入場所 入札説明書及び納入場所一覧による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成27年12月25日から平成28年1月13日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階 AB会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 平成28年1月20日（水）午前10時15分（送付による場合は、同月19日（火）午後4時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成27年8月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第28号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。	(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/）において、ダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 (3) 電話番号 0155-26-9237 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 77 sets. B Bid tendering date and time : 10 : 15 A.M., January 20, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 19, 2016) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-26-9237 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに
---	---

公布する。

平成27年12月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 2－53

北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（北海道人事委員会規則 2－23）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、本人」を「、開示の区分並びに本人」に、「法定代理人」を「代理人」に、「又は成年被後見人の別」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別（以下「代理人の区分」という。）」に改める。

第4条中「法定代理人で」を「代理人で」に改め、「並びに」の次に「法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」を加え、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第5条第2項中「写し及び」を「写し並びに法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」に、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）

第16条の2 次に掲げる者については、条例第26条ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている者
(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第26条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第11号様式の2の写しの交付費用免除申請書を人事委員会事務局に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該保護を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

第18条第2項及び第25条第2項中「法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人の別」を「代理人の区分」に改める。

「□個人番号

別記第1号様式中「□識別番号」を □識別番号」に改める。

別記第2号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による請求の」に、

4 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人
---	----------	------------

を

4 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人	(2) 成年被後見人の法定代理人	(3) 本人の委任による代理人
---	----------------	------------------	-----------------

に、

6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) その他（ ）
----------	--------------	------------

を

6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書）	(3) その他（ ）
----------	--------------	----------------------------	------------

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注4の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改め、同事項を同注5の事項とし、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第4号様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第6号様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2（第16条の2関係）

写しの交付費用免除申請書

北海道知事 様

年 月 日

住 所
氏 名

連絡先

電話番号

北海道個人情報保護条例第26条ただし書の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に係る負担すべき費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）の免除を申請します。

1 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
2 免除を受けようとする 額	円
3 免除を受けようとする理由 (該当する番号を○印で 囲んでください。)	(1) 生活保護法による保護を受けているため (2) その他
4 備 考	

注1 生活保護法による保護を受けていることを理由に免除を受けようとする場合は、当該保護を受けていることを証明する書面を添付してください。
2 その他の理由で免除を受けようとする場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本工業規格A4)

別記第12号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による訂正請求の」に、

5 本人の未成年者又は 成年被後見人の別（該 当する番号を○印で囲 んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当 する番号を○印で囲ん	(1) 未成年者の法定代理人
---------------------------	----------------

でください。(3)は、特
定個人情報の訂正請求
の場合に限ります。)

(2) 成年被後見人の法定代理人
(3) 本人の委任による代理人

に、

7 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
---------------	---------------------------

を

7 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
---------------	---

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第18号様式中「又は同条第2項」を「若しくは第2項又は同条第3項」に、「法定代理人による請求の」を「代理人による利用停止請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被 後見人の別（該当する番号を ○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当する 番号を○印で囲んでくだ さい。(3)は、特定個人情報の 利用停止請求の場合に限り ます。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---	---

に、

7 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
---------------	---------------------------

を

7 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
---------------	---

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の

事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第11号

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）第2条の規定に基づき指定するへき地学校及びその級別は、次のとおりとし、平成28年1月1日から施行する。

なお、これに伴い、平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）は、廃止する。

平成27年12月25日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

管 内	所 在 地	学 校 名	級別 区分
空 知 総 合 振 興 局	夕張市千代田	夕張高等養護学校	1
	夕張市清水沢清陵町	ゆうばり小学校	1
	夕張市南清水沢3丁目	夕張中学校	1
	夕張市南清水沢3丁目	夕張市ゆうばり小・夕張中共同調理場	1
	夕張市南清水沢3丁目	夕張高等学校	1
	岩見沢市栗沢町美流渡栄町	美流渡小学校	1
	岩見沢市栗沢町美流渡栄町	美流渡中学校	1
	深川市多度志	多度志小学校	2
	浦臼町字ウラウシナイ	浦臼小学校	1
	浦臼町字ウラウシナイ	浦臼中学校	1
	千歳市支笏湖温泉	支笏湖小学校	2
	千歳市駒里	駒里小学校	1
	千歳市駒里	駒里中学校	1
	千歳市幌加	東千歳中学校	1
	千歳市東丘	東小学校	1
	石狩市厚田区厚田	厚田小学校	3
石 狩 振 興 局	石狩市厚田区厚田	厚田中学校	3
	石狩市厚田区厚田	石狩市厚田学校給食センター	3
	石狩市浜益区浜益	浜益中学校	3
	石狩市浜益区柏木	浜益小学校	3
	石狩市厚田区望来	望来小学校	2

	石狩市厚田区聚富	聚富小学校	1
	石狩市厚田区聚富	聚富中学校	1
	当別町字弁華別	弁華別小学校	1
	当別町字弁華別	弁華別中学校	1
後 志 総 合 振 興 局	島牧村字元町	島牧小学校	3
	島牧村字小川	島牧中学校	2
	島牧村字本目	島牧村学校給食センター	2
	寿都町字歌棄町歌棄	潮路小学校	2
	寿都町字六条町	寿都中学校	1
	寿都町字六条町	寿都町食育センター	1
	寿都町字新栄町	寿都高等学校	1
	寿都町字矢追町	寿都小学校	1
	黒松内町字白井川	白井川小学校	2
	黒松内町字白井川	白井川中学校	2
	黒松内町字黒松内	黒松内小学校	1
	黒松内町字黒松内	黒松内町学校給食センター	1
	黒松内町字黒松内	余市養護学校しりべし学園分校	1
	黒松内町字旭野	黒松内中学校	1
	蘭越町蘭越町	蘭越小学校	1
	蘭越町蘭越町	蘭越中学校	1
	蘭越町蘭越町	蘭越町学校給食センター	1
	蘭越町蘭越町	蘭越高等学校	1
	蘭越町昆布町	昆布小学校	1
	ニセコ町字富士見	ニセコ小学校	1
	ニセコ町字富士見	ニセコ中学校	1
	ニセコ町字富士見	ニセコ町学校給食センター	1
	ニセコ町字富士見	ニセコ高等学校	1
	ニセコ町字近藤	近藤小学校	1
	真狩村字加野	御保内小学校	3
	真狩村字真狩	真狩小学校	2
	真狩村字真狩	真狩村学校給食センター	2
	真狩村字光	真狩高等学校	2
	真狩村字見晴	真狩中学校	2
	留寿都村字留寿都	留寿都小学校	2
	留寿都村字留寿都	留寿都中学校	2
	留寿都村字留寿都	留寿都村学校給食センター	2
	留寿都村字留寿都	留寿都高等学校	2
	喜茂別町字鈴川	鈴川小学校	2
	喜茂別町字喜茂別	喜茂別小学校	1
	喜茂別町字喜茂別	喜茂別中学校	1
	京極町字三崎	京極小学校	1
	京極町字三崎	京極中学校	1
	京極町字三崎	京極町学校給食センター	1

	京極町字川西 俱知安町字樺山 共和町幌似 共和町幌似 共和町筈足 泊村大字盃村 神恵内村大字神恵内村字横潤 神恵内村大字神恵内村字横潤 神恵内村大字神恵内村字横潤 積丹町大字日司町 積丹町大字野塚町 積丹町大字余別町 積丹町大字美国町字大沢 積丹町大字美国町字大沢 積丹町大字美国町字大沢 古平町大字浜町 古平町大字浜町 古平町大字浜町 古平町大字御崎町 赤井川村字都 赤井川村字赤井川 赤井川村字赤井川	南京極小学校 西小学校樺山分校 共和中学校 共和町学校給食センター 北辰小学校 泊小学校 神恵内小学校 神恵内中学校 神恵内村学校給食共同調理場 日司小学校 野塚小学校 余別小学校 美国小学校 美国中学校 積丹町学校給食センター 古平小学校 古平中学校 古平町学校給食センター 小樽水産高等学校古平栽培漁業実習場 都小学校 赤井川小学校 赤井川中学校	1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1			むかわ町穂別 穂別高等学校	1
日 高 振 興 局	日高町字正和 日高町宮下町3丁目 日高町松風町1丁目 日高町松風町2丁目 日高町松風町2丁目 日高町字厚賀町 日高町字厚賀町 日高町字厚賀町 日高町門別本町 日高町字緑町 日高町富川西12丁目 日高町富川北7丁目 平取町振内町 平取町振内町 平取町字貫気別 平取町字紫雲古津 平取町本町 平取町本町 平取町本町 平取町本町 平取町字二風谷 新冠町字朝日 新冠町字北星町 新冠町字中央町 浦河町荻伏町 浦河町荻伏町 浦河町荻伏町 浦河町字西幌別 浦河町字西幌別 様似町栄町 様似町錦町 えりも町字庶野 えりも町字えりも岬 えりも町字笛舞 えりも町字新浜 えりも町字新浜 えりも町字東洋 新ひだか町東静内 新ひだか町三石本町 新ひだか町三石旭町 新ひだか町静内山手町1丁目 新ひだか町静内山手町1丁目	里平小学校 日高中学校 日高高等学校 日高小学校 日高地区学校給食共同調理場 厚賀小学校 厚賀中学校 門別地区学校給食共同調理場 門別中学校 門別小学校 富川高等学校 富川中学校 振内小学校 振内中学校 貫気別小学校 紫雲古津小学校 平取小学校 平取中学校 平取高等学校 平取養護学校 二風谷小学校 朝日小学校 新冠中学校 新冠小学校 荻伏小学校 荻伏中学校 浦河町学校給食センター 浦河東部小学校 浦河第二中学校 様似小学校 様似中学校 庶野小学校 えりも岬小学校 笛舞小学校 えりも小学校 えりも中学校 東洋小学校 東静内小学校 三石小学校 三石中学校 静内中学校 新ひだか町学校給食センター	3 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1				
胆 振 総 合 振 興 局	伊達市大滝区優徳町 伊達市大滝区大成町 伊達市大滝区大成町 豊浦町字大岸 豊浦町字礼文華 壮瞥町字南久保内 壮瞥町字南久保内 厚真町字富野 厚真町字厚和 洞爺湖町月浦 洞爺湖町洞爺町 洞爺湖町洞爺町 洞爺湖町洞爺町 洞爺湖町洞爺湖温泉 むかわ町穂別富内 むかわ町穂別仁和 むかわ町穂別 むかわ町穂別	大滝小学校 大滝中学校 伊達市学校給食センター大滝区調理場 大岸小学校 礼文華小学校 久保内小学校 久保内中学校 厚南中学校 上厚真小学校 洞爺湖温泉小学校 とうや小学校 洞爺中学校 洞爺湖町学校給食センター洞爺給食センター 洞爺湖温泉中学校 富内小学校 仁和小学校 穂別小学校 穂別中学校	2 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 1 3 2 1 1				

渡島 総合 振興局	新ひだか町静内山手町5丁目	山手小学校	1	八雲町熊石折戸町	熊石第二中学校	2	
	新ひだか町静内ときわ町1丁目	静内高等学校	1		八雲町熊石相沼町	相沼小学校	2
	新ひだか町静内ときわ町1丁目	平取養護学校静内ベテカリの園分校	1		八雲町熊石泊川町	泊川小学校	2
	新ひだか町静内こうせい町2丁目	高静小学校	1		八雲町熊石雲石町	雲石小学校	2
	新ひだか町静内緑町3丁目	静内小学校	1		八雲町熊石雲石町	熊石第一中学校	2
	新ひだか町静内神森	静内第三中学校	1		八雲町熊石鳴神町	八雲町熊石学校給食センター	2
	新ひだか町静内田原	桜丘小学校	1		八雲町熊石関内町	関内小学校	2
	新ひだか町静内田原	静内農業高等学校	1		八雲町山崎	山崎小学校	1
	函館市中浜町	えさん小学校	2		八雲町山越	山越小学校	1
	函館市柏野町	恵山中学校	2		八雲町落部	落部小学校	1
	函館市新八幡町	楳法華小学校	2		八雲町落部	落部中学校	1
	函館市新浜町	楳法華中学校	2		八雲町熊石鮎川町	熊石高等学校	1
	函館市新浜町	函館市楳法華中学校親子学校給食共同調理場	2		長万部町字静狩	静狩小学校	1
	函館市弁才町	日新小学校	1	檜山 振興局	上ノ国町字木ノ子	滝沢小学校	2
	函館市泊町	日新中学校	1		厚沢部町字美和	美和小学校	1
	函館市尾札部町	磨光小学校	1		厚沢部町鶉町	鶉小学校	1
	函館市尾札部町	尾札部中学校	1		厚沢部町鶉町	鶉中学校	1
	函館市白尻町	白尻小学校	1		厚沢部町館町	館小学校	1
	函館市豊崎町	白尻中学校	1		厚沢部町館町	館中学校	1
	函館市大船町	大船小学校	1		乙部町字栄浜	栄浜小学校	1
	松前町字江良	大島小学校	2		乙部町字潮見	明和小学校	1
	松前町字赤神	小島小学校	1		奥尻町字奥尻	奥尻中学校	4
	松前町字建石	松前高等学校	1		奥尻町字赤石	奥尻高等学校	4
	松前町字博多	松前中学校	1		奥尻町字富里	青苗小学校	4
	松前町字博多	松前町学校給食センター	1		奥尻町字青苗	青苗中学校	4
	福島町字月崎	福島小学校	1		奥尻町字宮津	奥尻小学校	4
	福島町字月崎	福島中学校	1		今金町字種川	種川小学校	2
	福島町字月崎	福島町学校給食センター	1		今金町字今金	今金小学校	1
	福島町字三岳	福島商業高等学校	1		今金町字今金	今金中学校	1
	福島町字吉岡	吉岡小学校	1		今金町字今金	今金町学校給食センター	1
	知内町字湯ノ里	湯ノ里小学校	1		今金町字今金	今金高等養護学校	1
	知内町字涌元	涌元小学校	1		せたな町大成区都	久遠小学校	3
	七飯町字東大沼	東大沼小学校	1		せたな町大成区都	大成中学校	3
	鹿部町字宮浜	鹿部小学校	1		せたな町瀬棚区西大里	馬場川小学校	2
	鹿部町字宮浜	鹿部中学校	1		せたな町北檜山区若松	若松小学校	2
	鹿部町字宮浜	鹿部町学校給食センター	1		せたな町瀬棚区本町	瀬棚小学校	1
	濁川小学校	濁川小学校	2		せたな町瀬棚区共和	瀬棚中学校	1
	森町字赤井川	赤井川小学校	1		せたな町北檜山区豊岡	北檜山小学校	1
	森町字石倉町	石倉小学校	1		せたな町北檜山区豊岡	北檜山中学校	1
					せたな町北檜山区豊岡	せたな町学校給食センター	1
					せたな町北檜山区丹羽	檜山北高等学校	1
上川 総合					旭川市東旭川町米原	旭川第一小学校	2
					旭川市江丹別町中央	江丹別小学校	2

振興局	旭川市江丹別町中央	江丹別中学校	2	留萌振興局	音威子府村字音威子府	音威子府中学校	2
	士別市温根別町南2線通	温根別小学校	2		中川町字中川	中央小学校	2
	士別市上士別町16線南	上士別小学校	1		中川町字中川	中川中学校	2
	士別市上士別町16線南	上士別中学校	1		幌加内町字朱鞠内	朱鞠内小学校	4
	士別市上士別町	士別東高等学校	1		幌加内町字平和	幌加内高等学校	2
	士別市朝日町中央	糸魚小学校	1		幌加内町字幌加内	幌加内小学校	2
	士別市朝日町中央	朝日中学校	1		幌加内町字幌加内	幌加内中学校	2
	名寄市字智恵文11線北	智恵文中学校	1		幌加内町字幌加内	幌加内町学校給食センター	2
	名寄市字智恵文12線南	智恵文小学校	1		留萌市元町3丁目	港北小学校	1
	名寄市風連町字東風連	東風連小学校	1		留萌市春日町1丁目	北光中学校	1
	名寄市風連町字瑞生	風連下多寄小学校	1		留萌市潮静3丁目	潮静小学校	1
	富良野市字東山共栄	樹海中学校	3		増毛町舎熊	舎熊小学校	1
	富良野市字老節布市街	樹海小学校	3		増毛町南暑寒町2丁目	増毛小学校	1
	富良野市字南麓郷中	麓郷小学校	2		増毛町南暑寒町5丁目	増毛中学校	1
	富良野市字南麓郷中	麓郷中学校	2		小平町字鬼鹿田代	鬼鹿小学校	2
	富良野市字北布礼別	布礼別小学校	2		小平町字小平町	小平小学校	1
	富良野市字東鳥沼	鳥沼小学校	1		小平町字小平町	小平中学校	1
	富良野市字上五区	布部小学校	1		小平町字小平町	小平共同調理場	1
	富良野市字上五区	布部中学校	1		小平町字鬼鹿田代	小平高等養護学校	1
	富良野市山部東町	山部小学校	1		苫前町字古丹別	古丹別小学校	2
	富良野市山部北町	山部中学校	1		苫前町字古丹別	古丹別中学校	2
	東神楽町字志比内	志比内小学校	1		苫前町字古丹別	苫前町学校給食共同調理場	2
	上川町北町	上川中学校	1		苫前町字古丹別	苫前商業高等学校	2
	上川町北町	上川町立学校給食センター	1		苫前町字苫前	苫前小学校	1
	上川町東町	上川高等学校	1		苫前町字旭	苫前中学校	1
	上川町新町	上川小学校	1		羽幌町大字天売字前浜	天売高等学校	5
	美瑛町字朗根内町内	明德小学校	2		羽幌町大字天売字和浦	天売小学校	5
	美瑛町字朗根内町内	明德中学校	2		羽幌町大字天売字和浦	天売中学校	5
	中富良野町字中富良野原野	宇文小学校	2		羽幌町大字焼尻字豊崎	焼尻小学校	5
	中富良野町字富良野原野	本幸小学校	2		羽幌町大字焼尻字豊崎	焼尻中学校	5
	南富良野町字金山	金山小学校	2		羽幌町南5条5丁目	羽幌小学校	1
	南富良野町字下金山	下金山小学校	2		羽幌町南5条5丁目	羽幌町市街地区学校給食センター	1
	南富良野町字幾寅	南富良野小学校	2		羽幌町北5条3丁目	羽幌中学校	1
	南富良野町字幾寅	南富良野中学校	2		羽幌町南町	羽幌高等学校	1
	南富良野町字幾寅	富良野広域連合南富良野学校給食センター	2		初山別村字初山別	初山別小学校	2
	占冠村字上トマム	トマム小学校	3		初山別村字初山別	初山別中学校	2
	占冠村字上トマム	トマム中学校	3		遠別町字本町5丁目	遠別小学校	2
	占冠村字中央	占冠中央小学校	2		遠別町字本町5丁目	遠別町学校給食センター	2
	占冠村字中央	占冠中学校	2		遠別町字北浜	遠別農業高等学校	2
	美深町字仁宇布	仁宇布小学校	3		遠別町字幸和	遠別中学校	2
	美深町字仁宇布	仁宇布中学校	3		天塩町字オヌブナイ	啓徳小学校	3
	音威子府村字音威子府	音威子府小学校	2		天塩町字オヌブナイ	啓徳中学校	3
					天塩町新栄通4丁目	天塩小学校	1

宗谷 総合 振興局	天塩町字川口	天塩中学校	1	豊富町字兜沼	兜沼小学校	2
	天塩町字川口	天塩高等学校	1		兜沼中学校	2
	稚内市宗谷岬	大岬小学校	3		豊富小学校	1
	稚内市大字声間村字沼川	天北小学校	3		豊富中学校	1
	稚内市大字声間村字沼川	天北中学校	3		豊富町学校給食センター	1
	稚内市大字抜海村字上ユーチ	上勇知小学校	3		豊富高等学校	1
	稚内市大字抜海村字上ユーチ	上勇知中学校	3		礼文町大字香深村字カフカイ	5
	稚内市大字声間村字恵北	増幌小学校	2		礼文町大字船泊村字ヲシヨ ンナイ	5
	稚内市大字声間村字恵北	増幌中学校	2		礼文町大字船泊村字ヲシヨ ンナイ	5
	稚内市大字宗谷村字富磯	富磯小学校	2		礼文町大字船泊村字ホロナ イホ	5
	稚内市大字宗谷村字宗谷	宗谷小学校	2		礼文町大字香深村字トンナイ	4
	稚内市大字宗谷村字清浜	宗谷中学校	2		礼文町大字香深村字トンナイ	4
	稚内市声間5丁目	声間小学校	1		礼文町大字船泊村字ヲチカ フナイ	4
	稚内市声間5丁目	稚内養護学校	1		利尻町仙法志字本町	5
	猿払村知来別	知来別小学校	3		利尻町仙法志字本町	5
	猿払村芦野	芦野小学校	3		利尻町沓形字神居	4
	猿払村浅茅野	浅茅野小学校	3		利尻町沓形字日出町	4
	猿払村鬼志別西町	猿払村学校給食センター	2		利尻町沓形字日出町	4
	猿払村鬼志別北町	鬼志別小学校	2		利尻富士町鬼脇字鬼脇	5
	猿払村鬼志別北町	拓心中学校	2		利尻富士町鬼脇字清川	5
	猿払村浜鬼志別	浜鬼志別小学校	2		利尻富士町鬼脇字清川	5
	浜頓別町字頓別	頓別小学校	2		利尻富士町鴛泊字本町	4
	浜頓別町北4条1丁目	浜頓別中学校	1		利尻富士町鴛泊字栄町	4
	浜頓別町北4条1丁目	浜頓別町学校給食センター	1		幌延町字問寒別	3
	浜頓別町緑ヶ丘5丁目	浜頓別高等学校	1		幌延町字問寒別	3
	浜頓別町旭ヶ丘3丁目	浜頓別小学校	1		幌延町東町	2
	中頓別町字中頓別	中頓別小学校	2		幌延町東町	2
	中頓別町字中頓別	中頓別中学校	2		幌延町字幌延	2
	中頓別町字中頓別	中頓別町学校給食センター	2	オホーツク 総合 振興局	北見市留辺蘂町丸山	3
	枝幸町目梨泊	目梨泊小学校	3		北見市留辺蘂町丸山	3
	枝幸町乙忠部	乙忠部小学校	3		北見市常呂町字岐阜	2
	枝幸町風烈布	風烈布小学校	3		北見市常呂町字日吉	2
	枝幸町風烈布	枝幸南中学校	3		北見市若松	1
	枝幸町音標	音標小学校	3		北見市豊地	1
	枝幸町問牧	問牧小学校	2		北見市上仁頃	1
	枝幸町岡島	岡島小学校	2		北見市常呂町字常呂	1
	枝幸町山臼	山臼小学校	2		北見市常呂町字常呂	1
	枝幸町歌登西町	歌登小学校	2		北見市常呂町字常呂	1
	枝幸町歌登桧垣町	歌登中学校	2		北見市常呂町字土佐	1
	枝幸町栄町	枝幸中学校	1			
	枝幸町北幸町	枝幸高等学校	1			
	枝幸町新港町	枝幸町学校給食センター	1			
	枝幸町新栄町	枝幸小学校	1			

北見市常呂町字豊川	川沿小学校	1	遠軽町瀬戸瀬東町	瀬戸瀬小学校	2
北見市留辺蘂町温根湯温泉	温根湯小学校	1	遠軽町白滝	白滝小学校	2
北見市留辺蘂町温根湯温泉	温根湯中学校	1	遠軽町白滝	白滝中学校	2
網走市字卯原内	西が丘小学校	2	遠軽町南町1丁目	遠軽高等学校	1
網走市字卯原内	第五中学校	2	遠軽町南町3丁目	南小学校	1
網走市字卯原内	網走市西部地区共同調理場	2	遠軽町西町3丁目	遠軽小学校	1
網走市字北浜	白鳥台小学校	1	遠軽町大通北5丁目	遠軽中学校	1
紋別市元紋別	元紋別小学校	1	遠軽町1条通北5丁目	東小学校	1
紋別市元紋別	紋別市元紋別地区共同調理場	1	遠軽町留岡	東小学校望の岡分校	1
紋別市小向	小向小学校	1	遠軽町留岡	遠軽中学校望の岡分校	1
紋別市上渚滑町1丁目	上渚滑中学校	1	遠軽町東町5丁目	南中学校	1
紋別市上渚滑町6丁目	上渚滑小学校	1	遠軽町生田原安国	安国小学校	1
紋別市上渚滑町6丁目	紋別市上渚滑地区共同調理場	1	遠軽町生田原安国	安国中学校	1
斜里町ウトロ高原	ウトロ小学校	3	遠軽町生田原安国	紋別養護学校ひまわり学園分校	1
斜里町ウトロ高原	ウトロ中学校	3	遠軽町丸瀬布中町	丸瀬布学校給食センター	1
斜里町字朱円	朱円小学校	2	遠軽町丸瀬布東町	丸瀬布小学校	1
斜里町字以久科南	以久科小学校	2	遠軽町丸瀬布新町	丸瀬布中学校	1
斜里町文光町	斜里小学校	1	湧別町芭露	芭露小学校	2
斜里町文光町	斜里中学校	1	湧別町芭露	湖陵中学校	2
斜里町文光町	斜里町学校給食センター	1	湧別町富美	富美小学校	2
斜里町文光町	斜里高等学校	1	湧別町錦町	湧別小学校	1
斜里町朝日町	朝日小学校	1	湧別町錦町	湧別中学校	1
斜里町字川上	川上小学校	1	湧別町南兵村三区	湧別町学校給食センター	1
清里町緑町	緑町小学校	2	湧別町上湧別屯田市街地	上湧別小学校	1
清里町羽衣町	清里小学校	1	湧別町上湧別屯田市街地	上湧別中学校	1
清里町羽衣町	清里中学校	1	湧別町開盛	開盛小学校	1
清里町羽衣町	清里町学校給食センター	1	湧別町中湧別南町	中湧別小学校	1
清里町羽衣町	清里高等学校	1	湧別町中湧別南町	湧別高等学校	1
清里町字神威	光岳小学校	1	滝上町字オシラネツ原野北	濁川小学校	1
小清水町字小清水	小清水小学校	1	1線		
小清水町字小清水	小清水中学校	1	滝上町字サクルー原野基線	滝上高等学校	1
小清水町字小清水	小清水町学校給食センター	1	滝上町字滝ノ上原野1線	滝上中学校	1
小清水町字小清水	小清水高等学校	1	滝上町字滝ノ上原野2線北	滝上小学校	1
置戸町字置戸	置戸小学校	1	滝上町字滝ノ上原野2線北	滝上町学校給食センター	1
置戸町字置戸	置戸町学校給食センター	1	興部町字沙留	沙留小学校	1
置戸町字置戸	置戸高等学校	1	興部町字沙留	沙留中学校	1
置戸町字拓殖	置戸中学校	1	西興部村字西興部	西興部小学校	2
佐呂間町字浜佐呂間	浜佐呂間小学校	2	西興部村字西興部	西興部中学校	2
佐呂間町字中園	若佐小学校	2	西興部村字西興部	西興部村学校給食センター	2
佐呂間町字幸町	佐呂間小学校	1	西興部村字上興部	上興部小学校	2
佐呂間町字幸町	佐呂間中学校	1	雄武町字沢木	沢木小学校	2
佐呂間町字幸町	佐呂間町学校給食センター	1	雄武町字北雄武	豊丘小学校	2
佐呂間町字北	佐呂間高等学校	1	雄武町字幌内	幌内小学校	2

十勝 総合 振興局	雄武町字南雄武	共栄小学校	1			大樹町柏木町	大樹町学校給食センター	1
	雄武町字雄武	雄武小学校	1			大樹町緑町	大樹高等学校	1
	雄武町字雄武	雄武中学校	1			大樹町鏡町	大樹中学校	1
	雄武町字雄武	雄武町学校給食センター	1			広尾町字紋別18線	豊似小学校	2
	雄武町字雄武	雄武高等学校	1			広尾町字紋別18線	豊似中学校	2
	大空町東藻琴	東藻琴小学校	1			広尾町並木通東1丁目	広尾中学校	1
	大空町東藻琴	東藻琴中学校	1			広尾町並木通東1丁目	広尾高等学校	1
	大空町東藻琴	大空町東藻琴学校給食センター	1			広尾町公園通北2丁目	広尾町学校給食センター	1
	大空町東藻琴	東藻琴高等学校	1			広尾町公園通南4丁目	広尾小学校	1
十勝 総合 振興局	帯広市広野町西1線	広野小学校	3			幕別町字明倫	明倫小学校	3
	帯広市広野町西1線	八千代中学校	3			幕別町字糠内	糠内小学校	2
	帯広市清川町西2線	清川中学校	2			幕別町字糠内	糠内中学校	2
	帯広市清川町西3線	清川小学校	2			幕別町忠類栄町	忠類中学校	2
	音更町字西中音更北15線	西中音更小学校	2			幕別町忠類白銀町	忠類小学校	2
	音更町字南中音更北4線	南中音更小学校	1			幕別町忠類白銀町	幕別町忠類学校給食センター	2
	士幌町字下居辺西2線	下居辺小学校	3			幕別町字古舞	古舞小学校	1
	士幌町字上音更	新田小学校	3			豊頃町大津幸町	大津小学校	3
	士幌町字上音更西3線	西上音更小学校	2			豊頃町中央若葉町	豊頃小学校	1
	士幌町字士幌東7線	上居辺小学校	1			豊頃町中央若葉町	豊頃中学校	1
	士幌町字士幌東7線	佐倉小学校	1			豊頃町中央若葉町	豊頃町学校給食センター	1
	士幌町字上音更西3線	北中音更小学校	1			本別町勇足	勇足小学校	1
	上士幌町字ぬかびら源泉郷北 区	糠平小学校	3			本別町勇足	勇足中学校	1
	上士幌町字居辺東6線	萩ヶ岡小学校	2			本別町仙美里元町	仙美里小学校	1
	上士幌町字居辺東15線	北門小学校	2			足寄町螺湾本町	螺湾小学校	3
	鹿追町中瓜幕西20線	通明小学校	3			足寄町大誉地本町	大誉地小学校	2
	鹿追町瓜幕東3丁目	瓜幕小学校	2			足寄町芽登本町	芽登小学校	2
	鹿追町瓜幕西27線	瓜幕中学校	2			足寄町里見が丘	足寄中学校	1
	鹿追町上幌内4線南	上幌内小学校	2			足寄町里見が丘	足寄町学校給食センター	1
	鹿追町笹川北9線	笹川小学校	1			足寄町里見が丘	足寄高等学校	1
	新得町字屈足トムラウシ	富村牛小学校	5			足寄町南6条3丁目	足寄小学校	1
	新得町字屈足トムラウシ	富村牛中学校	5			陸別町字陸別原野基線	陸別小学校	2
	新得町屈足緑町西4丁目	屈足中学校	1			陸別町字陸別原野基線	陸別中学校	2
	新得町屈足柏町2丁目	屈足南小学校	1			陸別町字陸別西1線	陸別町給食センター	2
	芽室町上美生4線	上美生小学校	1			浦幌町字宝生	上浦幌中央小学校	2
	芽室町上美生5線	上美生中学校	1			浦幌町字宝生	上浦幌中学校	2
	中札内村上札内	上札内小学校	2			浦幌町字オコッペ	厚内小学校	2
	更別村字更別基線	更別農業高等学校	1		釧路 総合 振興局	釧路市阿寒町阿寒湖温泉5丁 目	阿寒湖小学校	3
	更別村字更別南1線	更別小学校	1			釧路市阿寒町阿寒湖温泉6丁 目	阿寒湖中学校	3
	更別村字更別南3線	更別中央中学校	1			釧路市阿寒町仁々志別32線	仁々志別小学校	3
	更別村字更別南3線	更別村学校給食センター	1			釧路市阿寒町徹別中央34線	中徹別小学校	3
	更別村字上更別南13線	上更別小学校	1			釧路市山花14線	山花小学校	1
	大樹町東本通	大樹小学校	1					

釧路市山花14線	山花中学校	1		鶴居村鶴居西2丁目	鶴居小学校	1
釧路市阿寒町仲町2丁目	阿寒高等学校	1		鶴居村鶴居東2丁目	鶴居中学校	1
釧路市阿寒町富士見1丁目	阿寒小学校	1		白糠町マカヨ	茶路小学校	1
釧路市阿寒町中央3丁目	釧路市阿寒町学校給食センター	1		白糠町マカヨ	茶路中学校	1
釧路市阿寒町北新町2丁目	阿寒中学校	1	根室振興局	根室市厚床1丁目	厚床小学校	3
釧路町大字仙鳳趾村字知方学	知方学小学校	3		根室市厚床1丁目	厚床中学校	3
釧路町昆布森3丁目	昆布森小学校	1		根室市歯舞3丁目	歯舞小学校	2
釧路町昆布森3丁目	昆布森中学校	1		根室市歯舞3丁目	歯舞中学校	2
厚岸町若松	高知小学校	3		根室市花咲港	花咲港小学校	1
厚岸町若松	高知中学校	3		根室市西和田	海星小学校	1
厚岸町太田4の通り	太田小学校	1		根室市西和田	海星中学校	1
厚岸町太田5の通り	太田中学校	1		根室市落石東	落石小学校	1
厚岸町床潭	床潭小学校	1		根室市落石東	落石中学校	1
浜中町火散布	散布小学校	2		別海町西春別宮園町	西春別小学校	3
浜中町火散布	散布中学校	2		別海町西春別本久町	西春別中学校	3
浜中町茶内橋北西	茶内小学校	2		別海町上風連	上風連小学校	2
浜中町茶内橋北西	茶内中学校	2		別海町上風連	上風連中学校	2
浜中町茶内西7線	茶内第一小学校	2		別海町上春別	上春別小学校	2
浜中町浜中東6線	浜中町学校給食センター	2		別海町西春別	上西春別中学校	2
浜中町浜中桜西	浜中小学校	2		別海町本別海	別海小学校	2
浜中町浜中桜西	浜中学校	2		別海町本別海	別海中学校	2
浜中町霧多布東4条1丁目	霧多布小学校	1		別海町尾岱沼潮見町	野付小学校	2
浜中町暮帰別西1丁目	霧多布中学校	1		別海町尾岱沼潮見町	野付中学校	2
標茶町字阿歴内原野基線	阿歴内小学校	3		別海町上春別旭町	上春別中学校	2
標茶町字阿歴内原野基線	阿歴内中学校	3		別海町中西別光町	中西別小学校	2
標茶町字虹別原野67線	虹別小学校	3		別海町中西別朝日町	中西別中学校	2
標茶町字虹別原野67線	虹別中学校	3		別海町西春別駅前西町	上西春別小学校	2
標茶町字ヌマオロ原野	沼幌小学校	3		別海町中春別西町	中春別小学校	1
標茶町字中チャンベツ原野基線	中茶安別小学校	2		別海町中春別南町	中春別中学校	1
標茶町字中チャンベツ原野基線	中茶安別中学校	2		中標津町字武佐15線	武佐小学校	3
標茶町字熊牛原野15線西	磯分内小学校	1		中標津町東13条北7丁目	中標津高等養護学校	1
標茶町字塘路	塘路小学校	1		中標津町丸山1丁目	中標津町学校給食センター	1
標茶町字塘路	塘路中学校	1		中標津町丸山2丁目	丸山小学校	1
弟子屈町字屈斜路	和琴小学校	3		中標津町丸山2丁目	中標津中学校	1
弟子屈町字鎧別	奥春別小学校	1		中標津町字俵橋	俵橋小学校	1
弟子屈町字美留和	美留和小学校	1		中標津町計根別本通東8丁目	計根別学園小学部	1
弟子屈町川湯温泉4丁目	川湯小学校	1		中標津町計根別本通東8丁目	計根別学園中学部	1
弟子屈町川湯温泉7丁目	川湯中学校	1		標津町字川北基線	川北小学校	1
鶴居村幌呂東2丁目	幌呂中学校	2		標津町字川北	川北中学校	1
鶴居村幌呂東4丁目	幌呂小学校	2		標津町南1条西3丁目	標津小学校	1
鶴居村字幌呂原野	下幌呂小学校	1		標津町南1条西3丁目	標津中学校	1
				標津町南1条西3丁目	標津町学校給食センター	1
				標津町南2条西5丁目	標津高等学校	1

羅臼町八木浜町	春松小学校	2
羅臼町八木浜町	春松中学校	2
羅臼町本町	羅臼小学校	2
羅臼町栄町	羅臼中学校	2
羅臼町栄町	羅臼町学校給食センター	2
羅臼町礼文町	羅臼高等学校	2

北海道人事委員会告示第12号

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－98）第2条の規定に基づき指定するへき地学校に準ずる学校は、次のとおりとし、平成28年1月1日から施行する。

なお、これに伴い、平成22年北海道人事委員会告示第2号（へき地学校に準ずる学校の指定）は、廃止する。

平成27年12月25日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

管 内	所 在 地	学 校 名
空 知 総 合 振 興 局	岩見沢市北村中央 岩見沢市北村中央 岩見沢市北村赤川 由仁町本三川 栗山町字継立 北竜町字和 北竜町字板谷 沼田町本通6丁目 沼田町西町	北村小学校 北村中学校 岩見沢市立学校給食北村共同調理所 三川小学校 継立小学校 真竜小学校 北竜中学校 沼田小学校 沼田中学校
石 狩 振 興 局	江別市西野幌	野幌小学校
後 志 総 合 振 興 局	共和町梨野舞納 共和町国富 泊村大字茅沼村字南坂の上 泊村大字茅沼村字南坂の上 余市町登町 余市町栄町	西陵小学校 東陽小学校 泊中学校 泊村学校給食共同調理所 登小学校 栄小学校
胆 振 総 合 振 興 局	室蘭市石川町 厚真町新町 厚真町新町 厚真町新町 厚真町字本郷	喜門岱小学校 厚真中央小学校 厚真中学校 厚真町学校給食センター 厚真高等学校
日 高 振 興 局	日高町富川東1丁目 浦河町常盤町	富川小学校 浦河小学校

	浦河町堺町東6丁目 浦河町堺町西3丁目 浦河町東町かしわ1丁目	浦河第一中学校 堺町小学校 浦河高等学校
渡 島 総 合 振 興 局	函館市川汲町 松前町字唐津 七飯町字西大沼 七飯町字西大沼 森町字砂原1丁目 森町字砂原2丁目 八雲町野田生 八雲町野田生 八雲町東野	南茅部高等学校 松城小学校 大沼小学校鈴蘭谷分校 大沼中学校鈴蘭谷分校 さわら小学校 砂原中学校 野田生小学校 野田生中学校 東野小学校
檜 山 振 興 局	上ノ国町字中須田 厚沢部町新町 厚沢部町新町 乙部町字緑町 乙部町字緑町 乙部町字緑町	河北小学校 厚沢部小学校 厚沢部中学校 乙部小学校 乙部中学校 乙部町学校給食センター
上 川 総 合 振 興 局	旭川市江丹別町嵐山 旭川市江丹別町嵐山 士別市多寄町37線西 士別市多寄町37線西 名寄市字日彰 名寄市風連町西町 名寄市風連町新生町 美瑛町字美沢中央 上富良野町東8線北 中富良野町字中富良野 中富良野町字富良野原野 下川町西町 下川町西町 下川町南町 下川町北町	嵐山小学校 嵐山中学校 多寄小学校 多寄中学校 中名寄小学校 風連中央小学校 風連中学校 美沢小学校 東中小学校 南中小学校 旭中小学校 下川小学校 下川町立学校給食共同調理場 下川中学校 下川商業高等学校
留 萌 振 興 局	留萌市寿町2丁目 留萌市沖見町2丁目 留萌市住之江町4丁目 留萌市千鳥町3丁目 留萌市千鳥町3丁目 留萌市千鳥町4丁目 留萌市東雲町1丁目 留萌市東雲町1丁目	留萌小学校 港南中学校 東光小学校 緑丘小学校 留萌中学校 留萌千望高等学校 留萌市学校給食センター 留萌高等学校
宗 谷	稚内市宝来4丁目	稚内中央小学校

総 振 興 局	稚内市宝来5丁目 稚内市潮見5丁目 稚内市潮見5丁目 稚内市潮見5丁目 稚内市富岡4丁目 稚内市栄1丁目 稚内市若葉台1丁目	稚内中学校 稚内東小学校 稚内東中学校 稚内市学校給食センター 潮見が丘小学校 稚内高等学校 潮見が丘中学校
オホーツク 総 合 振 興 局	網走市字藻琴 網走市字藻琴 網走市字藻琴 津別町字幸町 津別町字幸町 津別町字豊永 津別町字共和 遠軽町生田原 遠軽町生田原 遠軽町生田原 興部町字興部 興部町字興部 興部町字興部 興部町字興部	東小学校 第四中学校 網走市東部地区共同調理場 津別小学校 津別町学校給食センター 津別中学校 津別高等学校 生田原小学校 生田原中学校 生田原学校給食センター 興部小学校 興部中学校 興部町学校給食センター 興部高等学校
十 総 振 興 局	帯広市川西町西3線 帯広市川西町西3線 帯広市大正町 帯広市大正町 上士幌町字上士幌東1線 鹿追町西町1丁目 鹿追町西町3丁目 鹿追町鹿追北4線 鹿追町東町3丁目 新得町西2条南7丁目 新得町西2条北1丁目 新得町西2条北1丁目 新得町西4条南1丁目 中札内村東1条南5丁目 中札内村東1条南7丁目 中札内村東1条南7丁目 中札内村東5条南1丁目 本別町弥生町 本別町弥生町 本別町弥生町 本別町弥生町 浦幌町字住吉町	川西小学校 川西中学校 大正小学校 帯広第七中学校 上士幌高等学校 鹿追高等学校 鹿追共同調理場 鹿追中学校 鹿追小学校 新得高等学校 新得小学校 新得町学校給食共同調理場 新得中学校 中札内中学校 中札内小学校 中札内村学校給食共同調理場 中札内高等養護学校 本別中央小学校 本別中学校 本別町学校給食共同調理場 本別高等学校 浦幌小学校

北海道人事委員会告示第13号

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－98）第5条の規定に基づき指定する特別の地域に所在する学校は、次のとおりとし、平成28年1月1日から施行する。

なお、これに伴い、平成22年北海道人事委員会告示第3号（特別の地域に所在する学校の指定）は、廃止する。

平成27年12月25日

北海道人事委員会委員長　　欽　田　信　知

管 内	所 在 地	学 校 名
空知総合振興局	歌志内市字東光 月形町字神園町 月形町字チクシベツ 月形町 月形町	歌志内小学校 月形小学校 月形町学校給食センター 月形中学校 月形高等学校
後志総合振興局	倶知安町北4条東9丁目 共和町前田	東小学校 共和高等学校
渡島総合振興局	八雲町浜松 長万部町字栄原	浜松小学校 長万部高等学校
檜山振興局	江差町字本町 江差町字陣屋町 江差町字南浜町 江差町字南浜町 江差町字伏木戸町 江差町字水堀町 江差町字水堀町 上ノ国町字勝山 上ノ国町字大留 上ノ国町字大留	江差小学校 江差中学校 南が丘小学校 江差町ほか2町学校給食センター 江差高等学校 江差北小学校 江差北中学校 上ノ国中学校 上ノ国小学校 上ノ国高等学校
上川総合振興局	士別市中士別町7線東 愛別町字南町 中富良野町字富良野原野 剣淵町西町 剣淵町西町 剣淵町西町 美深町字西町 美深町字敷島 美深町西1条南7丁目 美深町西1条南7丁目	中士別小学校 美深高等養護学校あいべつ校 西中小学校 剣淵小学校 剣淵中学校 剣淵町学校給食センター 美深高等学校 美深小学校 美深中学校 美深町学校給食センター
宗谷総合振興局	稚内市港4丁目 稚内市緑1丁目 稚内市緑1丁目	稚内港小学校 稚内南小学校 稚内南中学校
オホーツク総合振興局	網走市字呼人 網走市字呼人 網走市字呼人 紋別市渚滑町8丁目 紋別市渚滑町8丁目 紋別市渚滑町8丁目	呼人小学校 呼人中学校 網走養護学校 渚滑小学校 渚滑中学校 紋別市渚滑地区共同調理場

十勝総合振興局	音更町字東音更東4線 幕別町字途別	東士幌小学校 途別小学校
釧路総合振興局	厚岸町真栄2丁目 厚岸町白浜1丁目 厚岸町白浜3丁目 厚岸町湾月1丁目 厚岸町梅香1丁目 厚岸町梅香2丁目	真龍小学校 真龍中学校 厚岸町学校給食センター 厚岸翔洋高等学校 厚岸中学校 厚岸小学校

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第20号

北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

北海道収用委員会会長 米 屋 佳 史

第3条第2項中「、本人」を「、開示の区分並びに本人」に、「法定代理人」を「代理人」に、「又は成年被後見人の別」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別（以下「代理人の区分」という。）」に改める。

第4条中「第21条第5項、第25条第3項、第29条第2項及び第31条第2項」を「第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項」に、「法定代理人で」を「代理人で」に改め、「並びに」の次に「法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」を加え、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第5条の見出し中「郵送」の次に「等」を加え、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加え、同条第2項中「写し及び」を「写し並びに法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」に、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第6条中「第16条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「又は別記第5号様

式の個人情報開示（不存在）決定通知書」を削り、同条第2号中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第8条を次のように改める。

（個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

第8条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

第19条から第22条までを削る。

第18条中「第27条第1項」を「第32条」に改め、同条第1号中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2号中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「第26条第2項において準用する条例第16条第2項」を「第31条第3項」に、「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第21条とする。

第16条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条中「郵送」を「郵送等」に、「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第15条の見出し中「個人情報」を「訂正の請求に係る個人情報」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「第25条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に、「法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年後見人の別」を「代理人の区別」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第22条」を「第26条」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）

第16条の2 次に掲げる者については、条例第26条ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている者
- (2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第26条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第11号様式の2の写しの交付費用免除申請書を収用委員会事務局に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該保護を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が

当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

第11条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改め、同条を第15条とする。

第10条を第14条とする。

第9条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条の2中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（個人情報不存在通知書）

第9条 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

第10条 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

第23条を次のように改める。

（訂正請求事案移送通知書）

第23条 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

第23条の次に次の8条を加える。

（個人情報訂正実施通知書）

第24条 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。（個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び代理人の区分とする。

(利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認)

第26条 収用委員会は、利用停止の請求に係る個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(郵送等による個人情報の利用停止の請求)

第27条 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(個人情報利用停止決定期間延長通知書)

第28条 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第29条 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書
- (2) 個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

(審査会に諮問した旨の通知)

第30条 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。
(第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知)

第31条 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第42条第1号の決定をしたとき。 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書
- (2) 条例第42条第2号の決定をしたとき。 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

別記第1号様式中「個人情報を」を削り、「☐識別番号」を「☐個人番号
保有する機関」☐識別番号」に改め、

「平成」を削る。

別記第2号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による請求の」に、

4 本人の未成年者又は 成年被後見人の別(該当する番号 を○印で囲んでください。)	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人
---	----------	------------

を

4 代理人の区分(該当する 番号を○印で囲んでくださ い。(3)は、特定個人情報 の請求のみに限ります。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
--	---

に、

6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

を

6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人(委任状・印鑑証明) (3) その他 ()
----------	---

に、「7 受理年月日」を「7 受付年月日」に改め、「平成」を削り、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に、同注4の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第3号様式中「平成」を削り、「第16条第2号」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第19条第1項本文」に、

3 期間を延長する理由 及び延長後の決定時期	理 由	
	決定時期	年 月 日

を

3 延長区分、延長の理由 及び延長後の決定 時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第19条第1項ただし書 (2) 北海道個人情報保護条例第19条第2項本文 (3) 北海道個人情報保護条例第19条第2項ただし書
	理 由	
	決定時期	年 月 日

に改める。

別記第4号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、「第 条 号」を「第 条第 項第 号」に、

5 備	考	
-----	---	--

を

5 備	考	
-----	---	--

1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。」

に改め、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 を
北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」

削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、「第 条第 号」を「第 条第 項第 号」に改め、

6 備	考	
-----	---	--

を

6 備	考	
-----	---	--

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。」

改め、同様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加え、

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 を
北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」

削り、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 存否を明らかにしない理由	北海道個人情報保護条例第18条に該当

3 担 当 部 課 等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A 4)

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

個人情報不存在通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長



年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんでしたので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 不 存 在 の 理 由	
3 担 当 部 課 等	建設部収用委員会事務局

	電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A 4)

別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

別記第12号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 を北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。 」

- 「1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。 」

改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を
北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった
ことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立
てをすることができます。」

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議
申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日
から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用
委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分
の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知
った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算し
て1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。」

改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第
2項において準用する同条例第16条第2項」を「第31条第2項」に、「請求に係る」を「訂
正請求に係る」に、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

3 期間を延長する理由 及び延長後の決定時期	理 由	
	決定時期	年 月 日

を

3 延長区分、延長の理 由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第31条第2項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第31条第2項ただし書
	理 由	
	決定時期	年 月 日

に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第14条、第16条関係」を「第18条、第20条関係」に改め、「第24条第
1項」を「第28条第1項」に、

1 訂正を求める箇所	
2 訂正を求める内容	

を

1 訂正請求に係る個人 情報の開示を受けた日	年 月 日
2 訂正を求める箇所	
3 訂正を求める内容	

に、「法定代理人による請求」を「代理人による訂正請求」に、「3及び4」を「4及び
5」に、「3 本人の氏名」を「4 本人の氏名」に、

4 本人の未成年者又は 成年被後見人の別（該 当する番号を○印で囲 んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当す る番号を○印で囲ん でください。(3)は、特 定個人情報の訂正請求 の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---	---

に、「5から9まで」を「6から10まで」に、「5 請求者の本人確認」を「6 請求者の
本人確認」に、

6 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
---------------	---------------------------

を

7 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明） (3) その他 ()
---------------	---

に、「7 受 理 年 月 日」を「8 受 付 年 月 日」に改め、「平成」を削り、「8
担 当 部 課 等」を「9 担 当 部 課 等」に、「9 備 考」を「10 備
考」に改め、同様式末尾欄外注1の「本人」を「請求者」に改め、同注3の事項を4の
事項とし、2の事項の次に次の1事項を加え、

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印
鑑証明書を提出し、又は提示してください。

同様式を別記第12号様式とし、別記第8号様式の次に次の4様式を加える。

別記第9号様式（第10条関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 課) 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うことになります。

不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

北海道個人情報保護条例に基づき、年 月 日に次のとおり

に関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の開示決に係る意見書により、年 月 日までに御返送ください。

1 開示請求に係る個人情報に含まれているに関する情報の内容	
2 北海道個人情報保護条例第17条により開示をする理由	
3 意見書の提出先(担当部課等)	(〒 -) 建設部収用委員会事務局 電話 (内線) FAX
4 備考	

(日本工業規格A4)

別紙

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

北海道収用委員会会長 様

住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている自己に関する情報の内容		
2 開示決定に対する反対意志の有無	有	無

3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。

なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A 4)

別記第11号様式 (第11条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日付けの

に関する情報が含まれている個人情報

の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

1 開示請求に係る個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 部 課 等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
6 備 考	

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して行政不服

審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときには、当該情報が開示されますので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときには、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A 4)

別記第11号様式の2 (第16条の2関係)

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第26条ただし書きの規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に係る負担すべき費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）の免除を申請します。

1 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
2 免除を受けようとする 額	円
3 免除を受けようとする 理由 (該当する番号を○印 で囲んでください。)	(1) 生活保護法による保護を受けているため (2) その他
4 備 考	

注 1 生活保護法による保護を受けていることを理由に免除を受けようとする場合は、当該保護を受けていることを証明する書面を添付してください。

2 その他の理由で免除を受けようとする場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本工業規格 A 4)

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第23条関係）

訂 正 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 部 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。

不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格 A 4)

別記第16号様式の次に次の 8 様式を加える。

別記第17号様式（第24条関係）

個 人 情 報 訂 正 実 施 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日付けで提供をした個人情報について、北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

1 提供をした個人情報の内容	
2 訂正をした箇所及び内容	
3 訂 正 年 月 日	年 月 日
4 担 当 部 課 等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格 A 4)

別記第18号様式（第25条関係）

個 人 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

北海道収用委員会会長 様

住 所
氏 名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第 1 項若しくは第 2 項又は同条第 3 項において準用する同条例第14条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る特定個人情報の開示を受けた日	年 月 日
---------------------------	-------

2 利用停止を求める箇所	
3 利用停止を求める内容及理由	

代理人による利用停止請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の利用停止請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人	

次の6から10までの欄は、記入する必要がありません。

6 請求者の本人確認	(1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証 (3) 旅券 (4) その他 ()
7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書） (3) その他 ()
8 受付年月日	年 月 日
9 担当部課等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
10 備考	

注1 請求の際には、請求者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

4 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

(日本工業規格A4)

別記第19号様式（第28条関係）
個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 日
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報の内容			
2 北海道個人情報保護条例第38条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第38条第2項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第38条第2項ただし書	
	理 由		
	決定時期	年 月 日	
4 担当部課等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)		
5 備考			

(日本工業規格A4)

別記第20号様式（第29条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所 及び内容	
2 利用停止をする箇所 及び内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 一部利用停止をする理由 (一部利用停止をするときのみ記入)	
5 担当部課等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
6 備考	

1 この利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第21号様式（第29条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護

条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所	
2 利用停止をしない理由	
3 担当部課等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
4 備考	

1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道収用委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第22号様式（第30条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

年 月 日付けの異議申立てについて、北海道個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報内容及び決定	
2 異議申立ての内容	
3 諮問した日	年 月 日
4 担当部課等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第23号様式 (第31条関係)

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	

4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当部課等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第24号様式 (第31条関係)

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道収用委員会会長 印

に関する情報が含まれている個人情報について、年 月 日付け 第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（非開示とした個人情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、に関する情報	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日

5 担 当 部 課 等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

附 則
この規程は、平成27年12月25日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第440号

北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

北海道警察本部長 室 城 信 之

北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程
北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成18年北海道警察本部告示第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、本人」を「、開示の区分並びに本人」に、「法定代理人」を「代理人」に、「又は成年被後見人の別」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別（以下「代理人の区分」という。）」に改める。

第4条中「法定代理人で」を「代理人で」に改め、「並びに」の次に「法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」を加え、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第5条第2項中「写し及び」を「写し並びに法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」に、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。

第18条第2項及び第25条第2項中「法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人の別」を「代理人の区分」に改める。

☐ 識別番号	☐ 個人番号
-------------------------------	-------------------------------

別記第1号様式中	☐氏名 ☐住所 ☐本籍・国籍 ☐生年月日・年齢 ☐性別 ☐電話番号 ☐ ☐ ☐ ☐	を	☐識別番号 ☐氏名 ☐住所 ☐本籍・国籍 ☐生年月日・年齢 ☐性別 ☐電話番号 ☐ ☐ ☐	に改める。
別記第2号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による請求の」に、				
4 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）		(1) 未成年者	(2) 成年被後見人	
を				
4 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。③は、特定個人情報の請求の場合に限ります。）		(1) 未成年者の法定代理人	(2) 成年被後見人の法定代理人	
		(3) 本人の委任による代理人		
に、				
6 請 求 資 格 確 認		(1) 法定代理人（	(2) その他（	
を				
6 請 求 資 格 確 認		(1) 法定代理人（	(2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書）	
		(3) その他（		
に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中5の事項を6の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。				
3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。				
別記第4号様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。				
4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。				
別記第6号様式末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中5の事項を6				

の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第12号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による訂正請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人
---	----------	------------

を

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。③は、特定個人情報の訂正請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人	(2) 成年被後見人の法定代理人	(3) 本人の委任による代理人
---	----------------	------------------	-----------------

に、

7 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) その他（ ）
----------	--------------	------------

を

7 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書）	(3) その他（ ）
----------	--------------	----------------------------	------------

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第18号様式中「又は同条第2項」を「若しくは第2項又は同条第3項」に、「法定代理人による請求の」を「代理人による利用停止請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人
---	----------	------------

を

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。③は、特定個人情報の利用停止請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人	(2) 成年被後見人の法定代理人	(3) 本人の委任による代理人
---	----------------	------------------	-----------------

に、

7 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) その他（ ）
----------	--------------	------------

を

7 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書）	(3) その他（ ）
----------	--------------	----------------------------	------------

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。